

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美里町長 原田 信次

市町村名 (市町村コード)	埼玉県児玉郡美里町 (113816)
地域名 (地域内農業集落名)	十条 (北十条、南十条、根木の一部、北阿那志の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

《現状》

- ①水田での米麦2毛作と米単作が混在、②畑での小麦、露地野菜の作付
③水田を畑地化して露地野菜の作付、④ブルーベリー等の果樹栽培

《課題》

- ①すべての作柄において既存農家の高齢化が進んでいて、新規就農者がいない
②露地野菜の生産者が特に少ないため、畑の遊休化への懸念

(2) 地域における農業の将来の在り方

《耕作者》

- ・地主による耕作が難しくなった農地は、町内の担い手農業者への集積・集約を基本としつつ、状況に応じて町外の認定農業者や法人の受け入れを行う。
- ・畑の遊休化対策のため、畑を担う露地野菜の青年新規就農者を育成していく。

《作物》

町の主要農産物は米、小麦、露地野菜、施設野菜

- ・米と小麦の生産拡大のため、リタイヤ農家の水田を担い手に集積・集約する。
- ・小麦の生産拡大のため、リタイヤ農家の畑を担い手に集積・集約する。
- ・露地野菜の生産拡大(ネギ、ナス、ブロッコリー、カリフラワー、ロマネスコ、ハクサイ、トウモロコシ等)
- ・加工用野菜の生産拡大(タマネギ、キャベツ、カボチャ、ハクサイ等)
- ・施設野菜や花の生産規模の維持、拡大(キュウリ、トマト、イチゴ、花き、花木等)
- ・施設農業をリタイヤする農家の施設(農業用ハウス)のマッチングを推進する。
- ・WCS用イネや飼料用米の作付推進を図るとともに畜産農家とのマッチングを強化する。
- ・畑の対策として、飼料作物(青刈りトウモロコシ、子実用トウモロコシ等)の導入を検討する。
- ・畑の対策として、大豆、工芸作物、雑穀、燃料作物の導入を検討する。(大豆は水田も含む)
- ・畑の対策として、有機栽培の耕作希望者がいれば、エリア内への受け入れを進める。
- ・特産のブルーベリーは既存の晩生種の剪定技術向上を推進しつつ、早生種の導入を図る。
- ・果樹(ウメ、アンズ、ミカン等)は、収量確保のため、適切な病害虫防除等の情報提供を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地のうち基盤整備済みの区域を中心に、農業上の利用が行われる区域を設定する。
- ・保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針	
今後も担い手農業者(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)、耕作拡大希望者の定期的な協議を開催し、農地の集積・集約化を推進していく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
地主による耕作が難しくなった農地については、農地中間管理事業への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)、耕作拡大希望者への農地集積・集約化を推進していく。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
・規模拡大に伴う、簡易な畦畔の撤去(復旧も含む)は、農業者が実施する。 ・大規模な圃場整備は農業者や地主の意向を調整し、国、県、農林公社等の事業活用を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
エリア内の既存農家で農地集積・集約を推進していても、エリア内の耕作状況の維持が難しくなると予見される場合は、地域内外から多様な経営体を募り、そのエリアに担い手として定着するために町、県、農林公社、JA等が連携して必要な支援を行っていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
・小麦の防除について、個人単位で対応が難しい際は、JA埼玉ひびきのに委託(無人ヘリ等)する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

- ・獣の出没が頻出する場合は獣害に合いにくい作物の導入を進める。
- ・獣を誘引する収穫残渣や放任果樹を適切に廃棄するための周知に加え、放任果樹の活用(加工等)を検討する。